

公示資料の修正について（令和7年11月18日）

資料名	誤	正
公示文 P1 2 資格要件	(1) 次のアからキに該当する者であること。	(1) 次のアから <u>ク</u> に該当する者であること。
公示文 P1 2 資格要件	キ (前略)が発注した、広場、スポーツ・レクリエーション施設のいずれかの整備を伴う公園、緑地整備のPFI等(DB方式等を含む官民連携事業も対象とする)に関する設計又は支援業務を1件以上受注し、完了した実績があること。	キ (前略)が発注した、広場、スポーツ・レクリエーション施設のいずれかの整備を伴う公園、緑地整備 <u>(いずれも都市公園法に基づく公園、緑地または同法に基づく公園、緑地として開設予定のものとする。以下同じ。)</u> のPFI等(DB方式等を含む官民連携事業も対象とする)に関する設計又は支援業務を1件以上受注し、完了した実績があること。
説明書 P1 3 資格要件	(1) 次のアからキに該当する者であること。	(1) 次のアから <u>ク</u> に該当する者であること。
説明書 P1 3 資格要件	キ (前略)が発注した、広場、スポーツ・レクリエーション施設のいずれかの整備を伴う公園、緑地整備のPFI等(DB方式等を含む官民連携事業も対象とする)に関する設計又は支援業務を1件以上受注し、完了した実績があること。	キ (前略)が発注した、広場、スポーツ・レクリエーション施設のいずれかの整備を伴う公園、緑地整備 <u>(いずれも都市公園法に基づく公園、緑地または同法に基づく公園、緑地として開設予定のものとする。以下同じ。)</u> のPFI等(DB方式等を含む官民連携事業も対象とする)に関する設計又は支援業務を1件以上受注し、完了した実績があること。
説明書 P3 6 審査方法等 (2) 審査基準 1. 会社の実績	(2) その他の業務実績 過去10年間 ^{※1} に、国内における大規模な観客席を有する競技施設 ^{※3} 又は宿泊、飲食を含む複合施設 ^{※4} 等、賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプ	(2) その他の業務実績 過去10年間 ^{※1} に、国内における大規模な観客席を有する競技施設 ^{※3} 又は宿泊、飲食を含む複合施設 ^{※4} 等、賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプロジェクトマネジメン

	ロジェクトマネジメント業務受注し、完了した実績があるか。 (いずれも1件以上、いずれか1件以上)	ト業務 <u>（複数事業間にわたるコンストラクションマネジメント業務を含む）</u> を受注し、完了した実績があるか。 (いずれも1件以上、いずれか1件以上)
説明書 P4 6 審査方法等 (2) 審査基準 2. 業務責任者の実績	(2) その他の業務実績 過去10年間^{※1}に、国内における大規模な観客席を有する競技施設^{※3} 又は宿泊、飲食を含む複合施設^{※4} 等、賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプロジェクトマネジメント業務受注し、完了した実績があるか。 (いずれも1件以上、いずれか1件以上)	(2) その他の業務実績 過去10年間^{※1}に、国内における大規模な観客席を有する競技施設^{※3} 又は宿泊、飲食を含む複合施設^{※4} 等、賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプロジェクトマネジメント業務 <u>（複数事業間にわたるコンストラクションマネジメント業務を含む）</u> を受注し、完了した実績があるか。 (いずれも1件以上、いずれか1件以上)
説明書 P 6 10 留意事項	(追加)	(4) 審査について 技術提案書および審査（プレゼンテーション）においては、公平な審査を行うため、提案者名（企業名）を伏せて審査を行うものとする。技術提案書に提案者名（企業名）が記載されている場合は失格、減点の対象とはしないが、発注担当にて黒塗りを実施し、審査資料とする。 審査にあたっては技術提案書以外の資料の提出は認めない。また、プレゼンテーションにおいては事前に提出した資料以外を用いてはならない。また、各審査委員には審査資料が配布されているため、口頭で提案資料の内容を説明することとし、審査資料をモニターやスクリーンに投影しての説明は認めない。